

移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」

移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（最終改正 2024年9月13日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p data-bbox="237 392 445 419">移管指針第9号</p> <p data-bbox="376 499 969 539" style="text-align: center;">金融商品会計に関する実務指針</p> <div data-bbox="633 616 1106 1335" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="801 628 1077 655">2000年 1月 31日</p> <p data-bbox="714 675 1077 702">改正 2001年 3月 30日</p> <p data-bbox="714 721 1077 748">改正 2001年 7月 3日</p> <p data-bbox="714 767 1077 794">改正 2002年 9月 17日</p> <p data-bbox="714 813 1077 841">改正 2005年 2月 15日</p> <p data-bbox="714 860 1077 887">改正 2006年 4月 27日</p> <p data-bbox="714 906 1077 933">改正 2006年 10月 20日</p> <p data-bbox="714 952 1077 979">改正 2007年 7月 4日</p> <p data-bbox="714 999 1077 1026">改正 2008年 3月 25日</p> <p data-bbox="714 1045 1077 1072">改正 2009年 6月 9日</p> <p data-bbox="714 1091 1077 1118">改正 2011年 3月 29日</p> <p data-bbox="714 1137 1077 1165">改正 2014年 11月 28日</p> <p data-bbox="714 1184 1077 1211">改正 2015年 4月 14日</p> <p data-bbox="714 1230 1077 1257">改正 2016年 3月 25日</p> <p data-bbox="714 1276 1077 1303">改正 2018年 2月 16日</p> </div>	<p data-bbox="1133 392 1341 419">移管指針第9号</p> <p data-bbox="1270 499 1863 539" style="text-align: center;">金融商品会計に関する実務指針</p> <div data-bbox="1527 616 2000 1335" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="1695 628 1971 655">2000年 1月 31日</p> <p data-bbox="1608 675 1971 702">改正 2001年 3月 30日</p> <p data-bbox="1608 721 1971 748">改正 2001年 7月 3日</p> <p data-bbox="1608 767 1971 794">改正 2002年 9月 17日</p> <p data-bbox="1608 813 1971 841">改正 2005年 2月 15日</p> <p data-bbox="1608 860 1971 887">改正 2006年 4月 27日</p> <p data-bbox="1608 906 1971 933">改正 2006年 10月 20日</p> <p data-bbox="1608 952 1971 979">改正 2007年 7月 4日</p> <p data-bbox="1608 999 1971 1026">改正 2008年 3月 25日</p> <p data-bbox="1608 1045 1971 1072">改正 2009年 6月 9日</p> <p data-bbox="1608 1091 1971 1118">改正 2011年 3月 29日</p> <p data-bbox="1608 1137 1971 1165">改正 2014年 11月 28日</p> <p data-bbox="1608 1184 1971 1211">改正 2015年 4月 14日</p> <p data-bbox="1608 1230 1971 1257">改正 2016年 3月 25日</p> <p data-bbox="1608 1276 1971 1303">改正 2018年 2月 16日</p> </div>

改正後	改正前
<p>改正 2019年 7 月 4 日 改正 2022年 10月 28日 日本公認会計士協会 改正 2024年 7月 1日 改正 2024年 9月 13日 <u>最終改正 2025年 3月 11日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>改正 2019年 7 月 4 日 改正 2022年 10月 28日 日本公認会計士協会 改正 2024年 7月 1日 <u>最終改正 2024年 9月 13日</u> 企業会計基準委員会</p> <p><u>本移管指針は、2024年 11月 1日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「2024年 年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の修正について」</u> (2024年 11月 1日公表)
<p>I 金融商品会計に関する実務指針</p> <p>金融資産及び金融負債の評価及び会計処理</p> <p><u>その他の金融資産及び金融負債</u> 任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理</p> <p><u>132-2. 前項の定めにかかわらず、次の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式(出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。)</u></p>	<p>I 金融商品会計に関する実務指針</p> <p>金融資産及び金融負債の評価及び会計処理</p> <p><u>その他の金融資産及び金融負債</u> 任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができる。この場合、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上する。</p> <p>(1) 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること</p> <p>(2) 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること</p>	
<p>132-3. 前項の定め¹の適用にあたり、組合等への出資者である企業は、前項の定めを適用する組合等の選択に関する方針を定め、当該方針に基づき、組合等への出資時に前項の定め¹の適用対象かどうか決定する。前項の定めを適用することとした組合等への出資の会計処理は、出資後に取りやめることはできない。</p>	(新 設)
<p>132-4. 第 132-2 項の定めを適用する組合等の構成資産である市場価格のない株式については、市場価格のない株式等の減損処理に関する定め（第 92 項参照）に代わり、時価のある有価証券の減損処理に関する定め（第 91 項参照）に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。</p>	(新 設)
<p>132-5. 本実務指針第 132-2 項の定めを適用する組合等への出資については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）第 24-16 項で定める事項の注記に併せて、次の事項を注記する。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p>	(新 設)

改正後	改正前
<p>(1) 本実務指針第 132-2 項の定めを適用している旨</p> <p>(2) 本実務指針第 132-2 項の定めを適用する組合等の選択に関する方針</p> <p>(3) 本実務指針第 132-2 項の定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額</p>	
<p style="text-align: center;">適 用</p> <p><u>適用</u></p> <p>195-20. 2025 年改正の本実務指針（以下「2025 年改正実務指針」という。）は、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、2025 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から 2025 年改正実務指針を適用することができる。</p>	<p style="text-align: center;">適 用</p> <p><u>適用</u></p> <p>（新 設）</p>
<p><u>適用初年度の経過措置</u></p> <p><u>その他の金融資産及び金融負債</u></p> <p><u>任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理</u></p> <p>205-2. 2025 年改正実務指針の適用初年度において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について第 132-2 項の定めを適用する場合、適用初年度の期首時点において組合等への出資者である企業が定めた方針に基づいて第 132-2 項の定めを適用する組合等を決定し、次の会計処理を行う。</p>	<p><u>適用初年度の経過措置</u></p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>適用初年度の期首時点において、第 132-2 項の定めを適用する組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式(出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。)について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。この場合、適用初年度の期首時点での評価差額の持分相当額を適用初年度の期首のその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減する。</u></p> <p>(2) <u>適用初年度の期首時点において、第 132-2 項の定めを適用する組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式(出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。)について時価のある有価証券の減損処理に関する定め(第 91 項参照)に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。この場合、減損処理による損失の持分相当額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>議 決</u></p> <p><u>議 決</u> 210-A1. 2025年改正実務指針は、第542回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。</p>	(新 設)
Ⅱ 結論の背景	Ⅱ 結論の背景

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">金融資産及び金融負債の評価及び会計処理</p> <p><u>その他の金融資産及び金融負債の会計処理</u></p> <p>任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理</p> <p>308-2. <u>本実務指針第132項は、企業が投資する組合等への出資の評価に関して、当該組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、当該組合等への出資者である企業の会計処理の基礎とするとしている。この点、金融商品会計基準は、市場価格のない株式について取得原価をもって貸借対照表価額とする（金融商品会計基準第19項）としているため、企業が投資する組合等の構成資産が市場価格のない株式である場合、これらについても取得原価で評価することとなる。</u></p> <p><u>当該定めに関して、近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、これらの非上場株式を時価評価することによって、財務諸表の透明性が向上し、投資家に対して有用な情報が開示及び提供されることになり、その結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されることが期待されるとして、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価するように速やかに会計基準を改正すべきとの要望が聞かれた。</u></p>	<p style="text-align: center;">金融資産及び金融負債の評価及び会計処理</p> <p><u>その他の金融資産及び金融負債の会計処理</u></p> <p>任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>こうした状況を受けて、企業会計基準諮問会議から提言がなされ、これを踏まえ、2023年12月に開催された第516回企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いの検討を開始することとした。</p>	
<p>308-3. まず、対象となる組合等の範囲に関して、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等とそれ以外の組合等を明確に区分することは困難と考えられたため、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等を直接的に定義することは行わないこととした。一方、組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するために、(1)組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること、(2)組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していることを要件とすることとした(本実務指針第132-2項参照)。</p> <p>要件(1)は、市場価格のない株式の時価の信頼性を担保するためには、組合等の構成資産である市場価格のない株式の評価者に十分な能力が備わっている必要があると考えられることから、組合等の運営者が市場価格のない株式に対する投資を業として行っている者に限定すべきとして設けた要件である。ここで「組合等の運営者」とは、我が国におけるベンチャーキャピタルファンドの多くで用いられている投資事業有限責任組合の形態におい</p>	(新 設)

改正後	改正前
<p>ては、無限責任組合員が該当すると考えられる。また、他の法形態に基づく組合等については、投資事業有限責任組合における無限責任組合員と類似の業務を執行する者が該当すると考えられる。</p> <p>要件(2)は、我が国の実務における市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備状況についての懸念が監査人、財務諸表作成者及び財務諸表利用者から聞かれている中、組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価している場合には、市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備がなされていることが期待できることから、時価評価に関する懸念を一定程度緩和できるとして設けた要件である。ここで、「時価をもって評価している」場合とは、組合等が適用している会計基準により市場価格のない株式について時価評価が求められている場合のほか、市場価格のない株式について時価評価する会計方針を採用している場合が含まれると考えられる。また、時価評価の方法としては、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」に基づいた時価で評価する場合のほか、国際財務報告基準（IFRS）第13号「公正価値測定」又はFASB Accounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）のTopic 820「公正価値測定」に基づいた公正価値で測定している場合が含まれると考えられる。</p>	
308-4. 次に、組合等の構成資産である市場価格のない株式について	(新 設)

改正後	改正前
<p>て時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とした場合における評価差額の持分相当額を当期の損益として処理するか又は純資産の部に計上するかについて審議を行った。この点、組合等の解散までに現金で清算されることが見込まれるため、組合等への出資者の貸借対照表において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価したものを組合等への出資者の会計処理の基礎とするのは、最終的に得られるキャッシュ・インフローの予測に資する観点から有用と組合等への出資者である企業が判断する場合があると考えられる。一方、評価差額の持分相当額を当期の損益として処理するか又は純資産の部に計上するかについては、両者とも支持する意見が聞かれた。審議の結果、<u>その他有価証券に関する会計処理など、他の現行基準との内的整合性を重視する観点から、市場価格のない株式の評価差額の持分相当額を純資産の部に計上することとした</u>（第132-2項参照）。</p>	
<p>308-5. <u>審議において、組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価評価について、範囲に含まれるすべての組合等を適用対象とするか、組合等の単位で選択できるようにするかについて議論を行った。この点、組合等への出資の目的や性質が異なる場合があると考えられることから、範囲に含まれるすべての組合等について一律に適用対象とするのは必ずしも適切でないと考えられる。このため、組合等への出資者である企業が本実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の選択に関する方針を定め、当</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>該方針に基づき、組合等への出資時に本実務指針第 132-2 項の定め<u>の適用対象かどうか決定することとした。ここで適用対象とされた組合等については、原則として、構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることになる。ただし、本プロジェクトにおいて、組合等の構成資産に出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式が含まれることは想定しておらず、また、子会社株式及び関連会社株式については取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされていること（金融商品会計基準第 17 項）を踏まえ、出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式は時価をもって評価する対象から除くことを明確化した（本実務指針第 132-2 項参照）。</u></p> <p><u>なお、企業が直接出資する組合等について本実務指針第 132-2 項の定めを適用することを選択しており、かつ、ファンド・オブ・ファンズのように組合等が別の組合等に出資しているケースにおいては、組合等が出資する別の組合等ごとに本実務指針第 132-2 項(1)及び(2)の要件を満たすか判定を行い、要件を満たした別の組合等についてのみ、その構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。）について時価をもって評価し、その組合等への出資者の会計処理の基礎とすることになると考えられる。</u></p> <p><u>これに合わせて、企業の意思により自由に本実務指針第 132-2 項の適用を終了することを認めることは、会計処理の透明性や比</u></p>	

改正後	改正前
<p>較可能性の観点から適切ではないと考えられるため、本実務指針第 132-2 項の会計処理を出資後に取りやめることはできないこととした（本実務指針第 132-3 項参照）。</p> <p>なお、本実務指針第 132-2 項の定めを適用する組合等の選択に関する方針については、原則として継続して適用すると考えられるものの、従来行っていなかった種類の組合等への新規の出資や重要な企業結合など、大きな状況の変化により見直すことはあり得ると考えられる。ここで、組合等への出資時に本実務指針第 132-2 項の定めを適用対象かどうか決定することとしていることから、見直し後の方針は、方針を見直す前に出資された組合等には適用されず、方針を見直した後に出資された組合等に適用されると考えられる。</p>	
<p>308-6. また、審議において、本実務指針第 132-2 項の定めを適用する場合における組合等の構成資産である市場価格のない株式の減損処理について議論を行った。</p> <p>この点、組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とするため（本実務指針第 132 項参照）、組合等の構成資産である市場価格のない株式について、この定めに従うと、市場価格のない株式等の減損処理に関する定め（本実務指針第 92 項参照）に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることとなる。</p> <p>ここで、組合等の構成資産である市場価格のない株式について</p>	(新 設)

改正後	改正前
<p><u>時価をもって評価していることを踏まえると、市場価格のない株式等の減損処理に関する定め（本実務指針第 92 項参照）を適用するのは必ずしも適切でないと考えられる。一方、時価のある有価証券の減損処理に関する定め（本実務指針第 91 項参照）は、市場価格のない株式に対して適用することを想定して定められたものではないため、組合等の構成資産である市場価格のない株式に係る減損処理について適用する定めとして最善とはいえないとも考えられる。</u></p> <p><u>審議の結果、本実務指針第 132-2 項の定めを適用した場合についてのみ適用する減損処理に関する新たな定めを設けるのは過度な対応と考えられることから既存の定めを活用するとして、本実務指針第 132-2 項の定めを適用する場合、組合等の構成資産である市場価格のない株式については、時価のある有価証券の減損処理に関する定め（本実務指針第 91 項参照）に従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることとした（本実務指針第 132-4 項参照）。</u></p>	
<p><u>308-7. 開示に関して、時価算定適用指針第 24-16 項は、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（本実務指針第 132 項及び第 308 項参照）については、時価の注記を要しないこととし、その場合、注記していない旨及び時価算定適用指針第 24-16 項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記することとしている。</u></p> <p><u>ここで、本実務指針第 132-2 項の定めを適用する場合には、こ</u></p>	(新 設)

改正後	改正前
<p>これらの注記に併せて、当該定めを適用した影響を財務諸表利用者が理解できるように、本実務指針第 132-2 項の定めを適用している旨、当該定めを適用する組合等の選択に関する方針、及び当該定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記することとした（本実務指針第 132-5 項参照）。なお、本実務指針第 132-2 項の定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額は、時価算定適用指針第 24-16 項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額の内数に該当すると考えられる。</p>	
<p style="text-align: center;"><u>適 用</u></p> <p><u>適 用</u></p> <p>357. 第 132-2 項の定めを適用するにあたり、組合等への出資者である企業が定めた第 132-2 項の定めを適用する組合等の選択に関する方針によっては、方針に合致するすべての組合等を対象として、その構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする準備を行うのに時間を要する可能性があると考えられる。このため、十分な準備期間を確保するように、2025 年改正実務指針については、2026 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとした（第 195-20 項参照）。</p>	<p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>一方、第 308-2 項に記載のとおり、2025 年改正実務指針の検討は、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されること等を副次的な目的として開始されたものであり、できるだけ速やかに適用可能とすることへのニーズは一定程度あると考えられる。このため、2025 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から 2025 年改正実務指針を適用することができることとした（第 195-20 項参照）。</p>	
<p>適用初年度の経過措置 その他の金融資産及び金融負債 任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理 358. 第 132-2 項の定めを適用するにあたり、2025 年改正実務指針は、組合等への出資者である企業が第 132-2 項の定めを適用する組合等の選択に関する方針を定め、当該方針に基づき、組合等への出資時に第 132-2 項の定め適用対象かどうか決定し、第 132-2 項の定めを適用することとした組合等への出資の会計処理は出資後に取りやめることはできないこととしている（第 132-3 項参照）。ここで、組合等への出資者である企業が定めた方針に合致する組合等を過去に遡って決定することを求めるのは、実際には行っていなかった判断を事後的に求めることになることから、適切でないと考えられる。このため、2025 年改正実務指針の適用初年度においては、2025 年改正実務指針の適用初</p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>年度の期首時点において、組合等への出資者である企業が定めた方針に基づいて第 132-2 項の定めを適用する組合等を決定することとした（第 205-2 項参照）。</u></p> <p><u>次に、会計処理の遡及適用に関しては、市場価格のない株式の時価の算定には見積りの要素が多く含まれ、事後的判断を利用せずに市場価格のない株式の時価を遡及的に算定することは実務上困難であると考えられること、及び過去に遡ってどの時点で時価のある有価証券の減損処理に関する定め（第 91 項参照）に基づく減損処理が必要であったか識別することは困難であると考えられることから、2025 年改正実務指針については、遡及適用を求めず、適用初年度の期首から将来にわたって適用することとした。この場合、2025 年改正実務指針の適用後の当期純利益等への影響が適切となるように、経過措置を設けることとした（第 205-2 項(1)及び(2)参照）。</u></p>	

以 上